

新居浜市大島交流センター 飲料用自動販売機設置事業者募集要項

新居浜市教育委員会では、新居浜市大島交流センター（以下「大島交流センター」という。）に設置する飲料用自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を次のとおり募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上でお申し込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、来所者等に対して飲料の利便性を確保するとともに、市有財産を有効活用することにより財源確保を図り、市民サービスを進めていくことを目的とします。

2 設置施設（場所）・台数・利用時間等

所在地 新居浜市大島甲589番地

設置施設（場所）	台数	利用時間
大島交流センター建物正面玄関付近 ※別紙1「設置場所位置図」参照	1	24時間365日

3 設置の態様

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）により行うものとします。

なお、使用料の額、使用許可の申請その他自動販売機の設置に伴い必要な事項は、この募集要項に定めるもののほか、「新居浜市行政財産使用料条例（平成3年条例第7号。以下「使用料条例」という。）、新居浜市公有財産規則（昭和39年規則第4号）及び新居浜市行政財産使用許可に係る自動販売機の設置に関する取扱要綱（平成21年要綱第8号）」の定めるところによります。

4 使用許可の期間（設置期間）等

（1）使用許可の期間

使用許可の期間は、自動販売機を設置する日（令和8年4月上旬※予定）から令和9年3月31日までとします。

（2）使用許可の更新

令和9年4月1日以降引き続き自動販売機の設置を希望する場合において、従前の自動販売機の管理運営・実績・必要性を勘案した上で、支障がないと教育長が判断した場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを条件に、令和13年3月31日までを

限度として、1年ごとに更新することができるものとします。なお、更新を希望しないときは、使用許可の期間が満了する4か月前までに新居浜市教育委員会に申し出るものとします。

(3) 使用許可の取消し

新居浜市教育委員会において、公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は使用許可の条件に反する等使用許可を継続することが適当でないと認められるときは、使用許可の期間中であっても当該使用許可を取り消すことがあります。

(4) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可の期間が満了する日前までに自己の都合により自動販売機を撤去しようするときは、撤去しようとする日の4か月前までに新居浜市教育委員会に申し出るものとします。

(5) その他

法令や条例の改正その他の事由により変更が必要となる事項が生じたときは、当初設定した公募条件を変更することができます。その際は新居浜市教育委員会と設置事業者との間で協議を行い、条件の変更を行うこととします。

5 使用料の額等

(1) 使用料の額

使用料の額（月額／台）は、次のアからウまでに掲げる額の合計額とします（※使用料条例第2条第1項及び別表の規定による。）。

ア 500円（土地使用料）

イ 売上金額に売上手数料率を乗じて得た額（＝売上手数料）

※売上手数料率とは、全ての資格要件等を満たした応募者のうち、100分の10以上の率で最高の率を応募（提案）した者の率

ウ 使用に要する電気代の実費相当額（使用電力量×電力単価）

※電力単価とは、電力会社から請求される電気料金に基づき算定した額

(2) 使用料の納入

使用料は、月ごとに新居浜市教育委員会が発行する納入通知書により指定の金融機関等において、指定期日までに納入してください。

(3) 売上金額等の報告

設置事業者は、月ごとの売上金額及び販売本数等を翌月10日（※当該日が閉庁日である場合は、直後の開庁日）までに新居浜市教育委員会へ報告してください。

なお、売上金額及び販売本数等は、新居浜市教育委員会が以後に実施する自動販売機設置の公募に際し、公表することができます。

6 必要経費等

自動販売機（子メーター、容器回収ボックス・その他附帯設備を含む。）の設置、管理、撤去及び原状回復は、設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切

の費用は、設置事業者の負担とします。

7 販売品目（商品）・価格等

（1）販売品目（商品）

清涼飲料水（お茶、水、ジュース、コーヒー、紅茶及びこれらに類する品目）とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む。）等は販売できません。また、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更してください。

なお、販売品目の変更等を行う場合は、事前に新居浜市教育委員会に申し出た上で、その承諾を得てください。

（2）販売商品の容器

缶、ビン、ペットボトル、紙パック等密閉式の容器とします。

（3）販売価格

標準販売価格（市価）を上限としてください。

8 設置機種等

（1）外形寸法（本体のみ設置したときの大きさ）

1.20m（幅）×1.00m（奥行）×2.00m（高さ）程度とします。

（2）災害救援ベンダー（災害救援型）

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に新居浜市教育委員会が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供していただきます。

（3）形状、デザイン（外観色を含む。）等

大島交流センター（公の施設）に設置することを踏まえ、周辺環境に害するおそれのないもの、公序良俗に反するおそれのないもの等で、著しく華美なものでないものとしてください。また、商品購入時に過大な音又は音声を発しない機種としてください。

なお、可能な限り、誰にでも利用しやすいユニバーサルデザイン仕様の機種の設置に努めてください。

（4）環境に配慮した対策

消費電力の低減等の技術を導入した省電力・省エネ機能搭載型、及び二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応型をはじめ、センサー又はタイマーの設置による自動点灯、自動消灯等の環境対策機能を備えたものとしてください。

（5）耐震対策等の安全対策

施設の躯体等に負担がかかるない方法で、耐震対策（転倒防止策）等を施し、安全性に十分配慮し設置してください。

（6）電気子メーターの設置

自動販売機の使用電力計測用の子メーターを設置してください。

（7）容器回収ボックスの設置

自動販売機に併設して、容器の種類ごとに使用済み容器回収ボックスを設置し、設置

事業者の責任で、満杯とならないように適宜回収し、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

なお、回収ボックスの種類・形式・規格等は、新居浜市教育委員会と協議の上設置してください。

9 維持管理等

(1) フルオペレーション

自動販売機の設置、販売商品の補充、メニュー・エンジ、使用済み容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機の内部・外観・周辺の清掃美化、期間満了時の撤去等自動販売機の維持管理・運営等に必要な一切の業務は、設置事業者の責任において行ってください。

なお、一部の業務について他者に行わせる場合は、自動販売機を設置する日までに、当該他者との間で委託契約等を締結するものとし、当該委託契約等の締結後、速やかに委託契約書等の写しを新居浜市教育委員会に提出してください。

(2) 衛生管理及び感染症対策

衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には、遅滞なく手続等を行ってください。

(3) 故障、問合せ及び苦情への対応

設置事業者は、自動販売機の見やすい箇所に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情について、全て設置事業者の責任において対応してください。

なお、緊急連絡先は、少なくとも開庁日の8時30分から18時までは必ず連絡が取れる体制としてください。

(4) 設置機種の変更

設置した自動販売機（機種）の変更を行う場合は、事前に新居浜市教育委員会に申し出た上で、その承諾を得てください。

(5) 設置機器の毀損等

新居浜市教育委員会の責に帰することが明らかな場合を除き、設置した自動販売機（商品等を含む。）に汚損、毀損又は盗難があったときは、新居浜市教育委員会はその責を負わないものとします。また、この場合において、設置事業者の負担において、速やかに復旧してください。

(6) 販売商品の搬入、容器回収ボックス内の廃棄物の搬出経路、時間等については、新居浜市教育委員会の指示に従ってください。

10 応募資格要件

- 次の要件を全て満たす個人又は法人に限り応募することができます。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
 - (2) 法令等の規定により自動販売機による清涼飲料水販売について、関係機関の許認可等を要する場合は、当該許認可を受けていること（※新居浜市教育委員会が指定する日までに当該許認可を受ける見込みのある場合は可とする。）。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に規定する暴力団員等でないこと。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等の利益となる活動を行う者（法人にあっては、役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者）でないこと。
 - (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
 - (6) 国税及び新居浜市税を滞納していないこと。
 - (7) 指名停止措置を受けている者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者でないこと。
 - (8) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、愛媛県内で過去3年間に2年以上の実績を有していること。

1.1 応募申込書等提出書類

応募者が個人か、法人かに応じて、次の書類を提出してください。（※各1部）

なお、新居浜市教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

提出書類			個人	法人
(1) 応募申込書	様式第1号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(2) 使用料(売上手数料率)提案書（※備考2参照）	様式第2号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(3) 販売（予定）品目一覧表	様式第3号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(4) 誓約書	様式第4号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(5) 設置予定自動販売機の形状・デザイン・寸法 ・消費電力その他仕様が確認できるもの	カタログ等 ※写真等添付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(6) 住民票	※発行の日から 3か月以内のもの	<input type="radio"/>		
(7) 身分証明書		<input type="radio"/>		
(8) 登記事項全部証明書 (※履歴事項又は現在事項のいずれか。)			<input type="radio"/>	
(9) 定款、寄附行為又は規約等	※要・原本証明		<input type="radio"/>	
(10) 印鑑登録証明書 (※法人にあっては印鑑証明書)	※発行の日から 3か月以内のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(11) 役員名簿	様式第5号		<input type="radio"/>	
(12) 自動販売機設置業務の実績を証する書類 (愛媛県内で過去3年間に2年以上の自動販売機設置実績を証明するもの)	※自動販売機設置に係る契約書、官公庁の使用許可書の写し等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(13) 国税の納税証明書 (所得税又は法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(14) 新居浜市税の納税証明書 (新居浜市税の未納税額がない証明書)	新居浜市で課税されている場合のみ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(15) 上記「1.0 応募資格要件」の(2)に係る許認可書等の写し	※要・原本証明	(<input type="radio"/>)	(<input type="radio"/>)	

備考1 (1)から(4)まで及び(11)の書類は、様式第1号から様式第5号までの指定の様式を使用し、提出のこと。

2 (2)「使用料（売上手数料率）提案書」は、次の事項に留意の上作成し、提出のこと。

ア 長形3号（横120mm×縦235mm）の無地封筒に入れ、糊付けのこと。

イ 表面には、『自動販売機設置使用料提案書』在中と朱書きし、応募者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称（商号）・代表者氏名）並びに提出日を記入のこと。

ウ 裏面には、上・中・下の3箇所に割印を押印のこと（※別紙2「使用料（売上手数料率）提案書封入例」参照）。

※提出後の「使用料（売上手数料率）提案書」は、差替え、再提出等はできないものとする。

12 応募申込書等の配布

（1）配布場所

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局社会教育課（市役所5階） ☎0897-65-1300（直通）

（2）配布期間

令和8年2月9日（月）から同年3月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の執務時間中（8時30分から17時15分まで。以下同じ。）

（3）上記「11 応募申込書等提出書類」のうち様式第1号から様式第5号までは、（新居浜市教育委員会事務局社会教育課）ホームページからダウンロードすることができます。

13 応募申込書等の提出

（1）提出場所

上記「12 応募申込書等の配布」の（1）配布場所に同じ

（2）提出期間

令和8年2月10日（火）から同年3月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の執務時間中

（3）提出方法

持参による（※郵送、FAXその他の方法は不可）

14 設置予定事業者の決定等

（1）決定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格及びこの募集要項に定める全ての条件を満たしている者を選定対象とし、これらの者のうち「使用料（売上手数料率）提案書」に記載した売上手数料率が100分の10以上で、かつ、最高の率を提案した者を設置予定事業者として決定します。

なお、選定対象となった者のうち、最高の率を提案した者が2者以上あるときは、当該提案者によるくじ引により設置予定事業者を決定します。

（2）決定日

令和8年3月9日（月）

（※最高の率を提案した者が2者以上あるときは、くじ引により決定するため、設置予定事業者の決定は、後日となります。）

（3）設置予定事業者の公表等

新居浜市（教育委員会事務局社会教育課）のホームページにおいて、設置予定事業者の決定状況を掲載するとともに、全ての申込者に結果を通知します。

（4）応募等の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募等を無効とします。

- ア 応募資格要件を欠いている者が応募したもの
- イ 指定の期間内に応募書類等が提出されなかったもの
- ウ 応募申込書等の氏名、押印その他必要箇所について、誤脱（不明瞭な場合を含む。）又は虚偽の記載等があるもの
- エ 新居浜市教育委員会が指定した様式がある場合は、当該様式を使用していないもの
- オ 「使用料（売上手数料率）提案書」において、2以上の売上手数料率を提案し、又は最低の売上手数料率（100分の10）を下回る率を提案したもの
- カ 設置事業者の応募及び決定に関し、不正な行為を行ったもの
- キ その他募集要項に規定する応募に関する条件等に違反したもの

15 行政財産使用許可の手続

（1）使用許可願の提出

設置予定事業者として決定を受けた者は、教育長が指定する期日（※3月下旬予定）までに「市有地使用許可願」を提出し、その承諾を受けてください。

なお、教育長が指定する期日までに、正当な理由なく「市有地使用許可願」を提出しない場合は、設置予定事業者の決定を取り消し、次順位者を設置予定事業者とします。

（2）継続使用願の提出

設置事業者が使用許可の更新を希望する場合で、当該手続が認められたときは、毎年度、「市有地継続使用願」を提出していただくことになります。

16 設置事業者の決定

設置予定事業者として決定を受けた者が、上記「15 行政財産使用許可の手続」の（1）に記載する教育長の承諾を受けた場合に、自動販売機の設置事業者として決定したものとします。

【問合せ先】 〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局社会教育課

（市役所5階）

（☎0897-65-1300）